

## 「電子記録移転有価証券表示権利等取引約款」の一部改定について

2025年7月2日に「電子記録移転有価証券表示権利等取引約款」を改定いたしました。なお、改定後の本約款の規定の効力発生日（施行日）は、2025年8月27日となります。下線部分が改定箇所となります。

改 定 後	現 行
<p><b>第3条（お客さま情報提供同意）</b></p> <p>本サービスをご利用されるお客さまは、当社が、お客さまに代わり、お客さまの氏名または名称、住所または所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量、電子記録移転有価証券表示権利等の取引に係る情報、お客さまを識別するために付番したID等の情報（以下「お客さま情報」と総称します。）を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先または電子記録移転有価証券表示権利等に係る受益権原簿等（以下「原簿等」といいます。）の管理者（以下「原簿管理者等」といいます。）に対し、当該委託先が電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等を行うためまたは当該原簿管理者等が原簿等の管理業務等を行うために、通知することに同意されたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく手続を必要とする場合があります。</p> <p>2 本サービスをご利用されるお客さまは、原簿管理者等がお客さままたはお客さまから委託を受けて原簿等記載事項を記載した書面等を受領する第三者から電子記録移転有価証券表示権利等に係る原</p>	<p><b>第3条（お客さま情報提供同意）</b></p> <p>（新 設）</p>
	<p>（新 設）</p>

簿等記載事項その他お客さま情報の開示請求を受けた場合において、次に掲げる事項の全てについて同意されたものとして取り扱います。

(1) 原簿管理者等が、お客さまの同一性を確認する目的で、当社が当該原簿管理者等に提供したお客さま情報と当該原簿管理者等において独自に取得したお客さま情報を突合すること

(2) かかる突合対象の情報が一致する場合には、原簿管理者等が、当該第三者に対し、お客さま情報を提供すること

3 本サービスをご利用されるお客さまは、お客さまの同一性を確認する目的で、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先または原簿管理者等から当社が提供を受けたお客さま情報およびお客さまの保有する電子記録移転有価証券表示権利等の配当金、利金、収益分配金および償還金等（以下「配当金等」といいます。）に係る情報（以下「配当金等情報」といいます。）

と、当社が取得したお客さま情報および配当金等情報を突合することについて同意されたものとして取り扱います。

4 本サービスをご利用されるお客さまは、私設取引システムの運営会社が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システムの運営会社が必要と認めた場合に、私設取引システムの運営会社が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システムの運営会社がウェブサイト等で通知し、もしくは公表する個人情報の利用目的等の達成のため、または当社の電

(新設)

本サービスをご利用されるお客さまは、私設取引システム運営会社が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システム運営会社が必要と認めた場合に、私設取引システム運営会社が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システム運営会社がウェブサイト等で通知し、もしくは公表する個人情報の利用目的等の達成のため、または当社の電子記録移転有価

子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先への委託のため、当社が、お客さま情報を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先および私設取引システムの運営会社へ通知することに同意されたものとして取り扱います。

5 前項の規定にかかわらず、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、別途当社の指定する確認書等においてお客さま情報の当該委託先および私設取引システムの運営会社への通知に関してご同意いただく手続を必要とする場合があります。

証券表示権利等の保管管理業務等の委託先への委託のため、当社が、お客さまの氏名または名称、住所または所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量等の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先および私設取引システム運営会社へ通知することに同意されたものとして取り扱います。

2 前項の規定にかかわらず、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、別途当社の指定する確認書等においてお客さま情報の当該委託先および私設取引システム運営会社への通知に関するお客さまのご同意いただく手続を必要とする場合があります。

2025年7月2日改定

2024年2月1日改定

以上